２０２５年4月１１日版

PVIP ビザ申請について

Ver.11.04.25

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

■PVIP ビザとは

PVIP ビザとは（Premium Visa Program）ビザのことであり、マレーシア政府内務省移民局によって推進されている外国籍の方のための長期滞在ビザプログラムで、2023 年より申請受付・交付が開始されましたMM2H ビザとは異なるマレーシア長期滞在ビザプログラムです。
マレーシアと国交のある国籍をお持ちの方であれば申請条件を満たすことでどなたでも申請･取得できます。

PVIP ビザは２０年間の滞在ビザであり就労・事業活動が許されており一日も早く合法的に事業活動や就労を希望される方々に適した長期滞在ビザとなります。（ここ最近就労ビザ取得が非常に困難になっています）
もちろん、マレーシアでの教育移住目的や老後のセカンドホーム目的にも適しております。
マレーシアは様々な観点から長期滞在をするには非常に適した国であり、ロングステイ財団の調整でも１５年連続で「日本人が住みたい国」No1 に選ばれております。
「ゆとりある生活の手段」「財産と生活のリスクヘッジのための手段」「教育移住の手段」等などとして
PVIP ビザの取得をお薦め致します。

	1992	2000	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2023
1	ハワイ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ	ﾏﾚｰｼｱ
2	カナダ	ハワイ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ハワイ	ハワイ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ
3	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	タイ	タイ	ハワイ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	タイ	ハワイ	ハワイ	ハワイ	ハワイ	ハワイ	ハワイ	ハワイ	ハワイ	ハワイ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ
4	アメリカ西海岸	カナダ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ハワイ	タイ	タイ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	台湾	台湾	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ
5	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	スペイン	ハワイ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	カナダ	カナダ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	カナダ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	台湾	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ
6	スイス	イギリス	カナダ	カナダ	カナダ	カナダ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	カナダ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	台湾	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	ベトナム
7	イギリス	スイス	スペイン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	スペイン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	カナダ	カナダ	アメリカ本土	カナダ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	台湾
8	フランス	イタリア	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	スペイン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	アメリカ本土	アメリカ本土	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ベトナム	ハワイ
9	スペイン	アメリカ西海岸	イギリス	スペイン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	スペイン	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	台湾	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	カナダ	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	台湾	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	カナダ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ
10	アメリカ東海岸	ﾏﾚｰｼｱ	アメリカ本土	アメリカ本土	アメリカ本土	アメリカ本土	スイス	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	台湾	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	アメリカ本土	カナダ	カナダ

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

■PVIP ビザの特徴

1．２０年間の滞在許可がもらえる

PVIP ビザを取得すると 20 年間の滞在許可がもらえます。

2．２０年満期後の延長更新ができる

PVIP ビザを一度取得するとその後も延長・更新することが可能で、限りなく永住権に近い長期滞在ビザと言えます。　（延長申請条件を満たすと共に移民局より許可を得る必要がございます）

3．ご家族帯同ができる

配偶者、お子様（２１歳以下で独身且つマレーシア未就労者）、両親（配偶者両親含む）などの帯同ビザの申請・取得が出来ます。＊両親も主申請者と同じ恩恵が受けられ、就労も許されています。

4．日本から送金される年金に対する税金が免除される

日本国内で年金を受け取れば税金を徴収されますが、マレーシアで受取ることで税金は徴集されません。
（注意：諸条件あり）

5．マレーシア国内で投資口座や保険加入ができる

PVIP ビザを保有している場合はマレーシア国内の金融機関にて投資口座や株式口座の開設が出来ると共に生命保険を含む、医療保険に加入するここができます。
（マレーシア国内で得た利息・配当は非課税です）

6．国外源泉は非課税です

マレーシア国外で得た収入（給与・利子・配当等など）は非課税です。

7．マレーシア国内での就労や企業投資が可能

PVIP ビザはマレーシア国内での就労及び企業投資（取締役）が認められております。

8．参加年齢条件がなく、不動産購入も不要です

申請条件等を満たせば年齢に制限なく PVIP ビザを申請することができます。また、不動産購入も不要です。

9．滞在義務がなく、いつでも好きな時にマレーシアに滞在できます

PVIP ビザではマレーシアでの滞在義務日数が課されていませんので、お好きな時にお好きな期間、自由に滞在することができます。

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

■PVIP ビザの申請条件

2025年4月現在　　RM＝34円

プログラム名	**PVIPビザ**
有効期限	２０年間（５年毎更新）
延長更新	可能
定期預金預入金額（MYR）	RM１００万（3400万円）
収入条件 （①又は②を満たすこと）	①　RM4万（136万円）/月
	②　RM48万（1632万円）/年
不動産購入額	**不要**
参加年齢条件	**制限なし**
プログラム参加費用 （政府支払い）	主申請者：RM20万（680万円） 副申請者：RM10万（340万円）/名
滞在義務	**なし**
就労・事業活動	**可能**
無犯罪者証明書	必要
申請代行費用	RM4万/ご夫婦・RM１万/各子供・両親　別途８％SST Tax

注：申請代行費用はマレーシア政府により決められた金額となります。
　　費用には下記が含まれています。

- PVIP ビザ申請サポート
- 書類翻訳費用（８枚目まで）
- 健康診断費用（マレーシア側）

＊政府へのプログラム参加費用、パス費用、ビザ費用、セキュリティーボンド費用、健康診断費用（日本側）、医療保険費用、戸籍謄本翻訳証明書費用（大使館）、戸籍謄本翻訳証明書手続きサポート費用、無犯罪者証明書認証手続き費用（大使館）、無犯罪者認証証明書手続きサポート費用は含まれておりません、別途費用が掛かります。

＊夫婦申請費用は同時手続きを行う場合のみとなります。　追加申請の場合は別途サポート費用が掛かります。

＊定期預金はビザ取得２年目以降に不動産購入･教育費･医療費に使われた場合、最大５０％まで引き出せます。

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

■PVIP ビザ取得までのプロセス

【STEP１】：任命依頼

先ずは STEP1Malaysia に申請代行及びスポンサー依頼を行います。

【STEP２】：事前確認

申請条件に合致しているかの事前確認作業を行います。

【STEP３】：必要書類のご準備及びご提供

申請者様に申請書類（6.7 ページ参照）をご準備いただき、原本を弊社までご提供していただきます。

【STEP４】：PVIP 申請サポート費用の２０％、プログラム参加費用の１０％のお支払い

PVIP 申請サポート費用の２０％（RM8000）及びプログラム参加費用の１０％（RM20000）を弊社指定口座までお振込みお願いいたします。この費用は手続きを途中キャンセルされた場合も返却されません。

【STEP５】：申請手続き

申請書類受領後致しましたら書類の確認を行った後に弊社にてプトラジャヤ移民局への申請手続き行います。

【STEP６】：仮承認

申請書類提出してから約３～６か月いたしましたら申請承認の証として仮承認レターが発行されます。
仮承認レター発行日から６か月以内に PVIP ビザ発給手続きを終える必要があります。

【STEP７】：PVIP 申請サポート費用及びプログラム参加費用の残金お支払い

PVIP ビザ発給手続きのための渡航前に PVIP 申請サポート費用（RM32000）及びプログラム参加費用（RM180000）＋帯同者用プログラム参加費用（RM100000/名）を弊社指定口座へお振込みお願いいたします。

【STEP8】：承認手続き

仮承認レター発行日から６か月以内にマレーシアにお越しいただき、下記の手続きを行います。

- 銀行口座開設及び定期預金作成：RM1,000,000（渡航前事前口座開設対応銀行もございます）
- 健康診断受診
- 医療保険加入（６０歳以上免除）

【STEP９】：PVIP ビザ発給

上記の書類等を揃えてパスポート原本と共に弊社にて PVIP ビザ発給手続きを移民局で行います。
即日パスポートに PVIP ビザステッカーが貼付されて手続き完了です。

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

■PVIP ビザ申請必要書類

1．写真４枚：全ての申請者

パスポートサイズ、背景青色の写真をご準備ください。写真サイズの厳格な規定はございません。

2．パスポート全ページのカラーコピー：全ての申請者

Ａ４用紙に見開き２ページを一枚として全ページのカラーコピーをご準備ください。

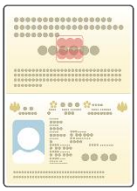

3．履歴書及び PVIP 申請書：主申請者及び配偶者

所定の履歴書・PVIP 申請書フォームを使用して英語表記の履歴書・PVIP 申請書をご準備ください。

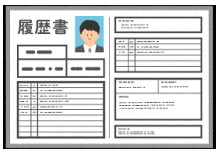

4．戸籍謄本（大使館翻訳証明書付）：全ての申請者名が記載された物

戸籍謄本を在マレーシア日本大使館にて戸籍謄本翻訳証明をご入手ください。
日本からの場合は戸籍謄本原本を郵送いただければ弊社にて代行申請・受取（有償）を行います。

5．無犯罪証明書（大使館認証が必要）：主申請者及び１８歳以上の申請者

居住地の警察本部にて無犯罪者証明書を入手してください。（開封しないでください）
申請には PVIP 申請書類が必要となりますので、事前にお渡しさせて頂きます。
日本からの場合は原本を郵送いただければ弊社にて代行申請・受取（有償）を行います。

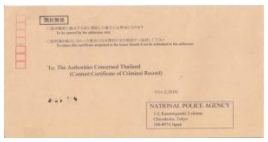

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

6．収入証明書：主申請者

＊給与明細書の直近３か月分又は１年分の収入証明書
＊収入が振込まれている銀行通帳コピーや取引明細書（月収の場合は直近３か月分、年収の場合は１年分）
＊年収で申請する場合は所得申告書や納税証明書
（配当金なども収入として認められます）

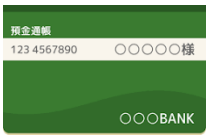

7．雇用証明書：主申請者

＊英文の雇用証明書（会社のレターヘッド使用）

8．健康診断書（MF1）：全ての申請者

＊日本の医療機関にて健康診断を受診していただき、所定のフォームに医師の署名・ハンコ入りを取得

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

Ｑ ＆ Ａ

Ｑ：PVIP 申請を個人で行うことは出来ますか？

Ａ：申請には必ずマレーシア政府公認の PVIP ライセンス保有業社を通じて行う必要がございます。

Ｑ：STEP1Malaysia は PVIP ライセンスを保有していますか？

Ａ：N.S VISION MARKETING SDN.BHD で PVIP ライセンスを２０２５年２月１０日取得完了してます。

SIJIL PELANTIKAN AGENSI PENGURUSAN PERMOHONAN
PROGRAM VISA PREMIUM (PVIP) MALAYSIA

Dengan ini syarikat **N.S VISION MARKETING SDN. BHD.** beralamat **10-2, Jalan USJ 21/3, SIME UEP, Subang Jaya, Petaling Jaya, 47620, SELANGOR** telah diantik sebagai agensi yang sah untuk mengendalikan permohonan Program Visa Premium (PVIP) Malaysia. Kelulusan ini sah sehingga **21 JANUARI 2028** , tertakluk kepada syarat-syarat kelulusan.

Dato' Zakaria bin Shaaban
Ketua Pengarah Imigresen
Jabatan Imigresen Malaysia

10 FEBRUARI 2025
PVIP/APVIP/2024121212187/CBFG

Ｑ：申請代行サポート費用のディスカウントはできますか？

Ａ：できません、マレーシア政府より決められた金額でディスカウント等の不正に関して厳しく監視されており、不正が発覚すると最悪はライセンス及び PVIP ビザの没収があります。

Ｑ：申請代行費用には家族の申請費用も含まれていますか？

Ａ：申請サポートには配偶者様分は含まれておりますが、お子様・ご両親分は別途 RM１万/人の追加費用が掛かります。また、政府申請手数料・移民局パス（ビザ）費用、シングルエントリービザ費・医療保険費・健康診断費などは含まれておりません、実費をお支払いください。（別途８％　SST 税）

Ｑ：申請代行費用はいつ支払う必要がありますか？

Ａ：申込時に２０％（RM8000）の手付金をお支払いいただきます。
残りの８０％は支払いスケジュール表（別紙）に添ってお支払いいただきます。

Ｑ：プログラム費用はいつ支払う必要がありますか？

Ａ：申込時に１０％（RM20000）をお支払いいただき、残りの 90%（RM180000）は承認手続き時にお支払いいただきます。また、ご家族帯同の場合は残りの９０％支払い時に RM100000×人数分をお支払いいただきます。

Ｑ：申請代行費用及びプログラム参加費用はクレジットカードで支払いはできますか？

Ａ：できません、弊社指定口座まで銀行送金又は WISE などでご送金ください。
理由はプログラム参加費用は移民局へローカル銀行からのオンライン支払しか対応していません。

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

Q：申請手続き後に申請キャンセルを行った場合、申請代行費用の返金はありますか？
A：ありません、申請代行費用としてお支払いいただいた２０％分の返金はございません。

Q：申請者が負担する政府への支払い内容と金額を教えてください！
A：①　プログラム参加費　：RM２０万（主申請者）・RM１０万（副申請者）/人
主申請者は申請時に RM２万を先に支払います。（チャンセル時返金なし）
②　Pass 費用：RM２０００/年　×Pass 発行年数分
③　VISA 費用：国ごとに異なる（日本国籍者は負担なし）
④　セキュリティーボンド（主申請者のみ負担）：国ごとに異なる（日本国籍保有者は RM１０００）

Q：資産は十分持っていますが、定年退職をして現在収入はありません、PVIP ビザ申請できますか？
A：できません、必ずＲＭ４万/月　又はＲＭ４８万/年の収入があることが申請条件となります。
給与収入以外でも家賃収入や配当、利息なども収入として認められます。

Q：月収収入証明書は何を準備すればいいですか？
A：①　申請日の直近三か月分の給与明細書
②　雇用主発行の就業証明書（会社のレターヘッドを使用）
③　申請日の直近三か月分の給与が振込まれていることが確認できる通帳コピー（取引明細書）

Q：年収での収入で申請する場合、収入証明は何を準備すればいいですか？
A：①　申請日の直近１年間分の銀行通帳コピー（取引明細書）
②　納税証明書・源泉徴収書
③　銀行からの証明書

Q：収入証明は夫婦合算でもいいですか？
A：だめです、収入証明書は必ず主申請者１名の収入で証明する必要があります。

Q：家族で申請する際は戸籍謄本や婚姻・出生証明書は必要ですか？
A：必要です。日本人の場合は申請者全員の名前が記載されている戸籍謄本をご準備ください。
在マレーシア日本大使館にて英語の翻訳証明書を入手していただく必要がございます。
日本からの場合は戸籍謄本原本を郵送いただければ弊社にて代行申請・受取（有償）を行います。

Q：履歴書は全員分必要ですか？
A：主申請者及び配偶者分が必要となります。

Q：履歴書に記載するする事項はなにですか？
A：履歴書フォームをお渡しします。現在のお勤め先情報（会社名、業種、職種、年収、勤続年数、会社のホームページ）及び勤労実績、住所、連絡先、メールアドレス、最終学歴などを英語にてご記入ください。

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

Q：無犯罪者証明書（英文）は申請者全員分が必要ですか？

A：１８歳以上の申請者様全員分必要となります居住地の警察本部にて取得してください。
申請には PVIP 申請書の提出を求められますので事前にお渡しいたします。

Q：定期預金の引出し又は途中解約をすることはできますか？

A：PVIP ビザ保有期間中は引出しや途中解約をすることはできません、しかし不動産購入・医療費・教育費に使用した分の最大５０％まで移民局の許可を得る事で途中引出しができます
許可申請には領収書や売買契約書、送金伝票などを移民局に提出する必要がございます。

Q：PVIP ビザ用定期預金預け入れ通貨はマレーシア・リンギット建てだけでしょうか？

A：定期預金（RM１００万）預け入れ通貨はマレーシア・リンギット建てとなります。

Q：PVIP ビザはマレーシア滞在義務がありますか？

A：ございません、PVIP ビザではマレーシア滞在義務はございませんので、好きな時に滞在してください。

Q：子供は扶養家族として PVIP ビザを取得できますか？

A：できます、２１歳以下で未婚且つマレーシアで就労していない事が条件となります。
２２歳以降は PVIP ビザを扶養家族として取得・更新することはできません

Q：両親に対して帯同ビザの取得はできますか？

A：できます、６０歳以上のご両親（配偶者のご両親含む）の申請を主申請者と同時に出来ます。
ビザ期間は主申請者の期間と同じ期間で且つ同じ特典を受けられます。

Q：PVIP ビザでサバ州・サラワク州に滞在できますか？

A：サバ州・サラワク州には最大連続９０日間しか滞在することは許されておりません。

Q：PVIP ビザ申請時にパスポート有効期間が一年間しかないですが、申請できますか？

A：できません、申請時にパスポートの有効期間が最低２年間以上ある必要がございます。
事前にパスポート更新を行ってから PVIP ビザ申請を行ってください。

Q：誰でも申請することはできますか？

A：マレーシアと国交のある国の国籍保有者で且つ条件を満たしてれば誰でも申請することができます。

Q：PVIP ビザ申請するには不動産購入する必要がありますか？

A：ありません、PVIP ビザ申請条件に不動産購入はございません。

Q：申請時にパスポートの有効期間が４年間しかありませんが５年間の PVIP ビザが発行されますか？

A：最高４年間の PVIP ビザが発行されます。（残存期間によっては３年間となります）
パスポートを更新していただくと新しいパスポートに残り期間分の PVIP ビザが発行されます。

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

Q：PVIP ビザは２０年間のビザなのになぜ５年間しか発行されないのですか？
A：定期預金や家族構成などに関する確認作業を行うために５年間の期間となっています。
例えばお子様が５年間の内に結婚などされた場合は PVIP ビザの更新は出来なくなります。
上記の理由により５年＋５年＋５年＋５年と分割しての発行となります。

Q：PVIP ビザの２０年間満期を迎えた後は更なる２０年間の延長はできますか？？
A：２０年間の満期を迎える６か月前までに延長申請手続きを行う事で更なる２０年間の延長ができます。
しかし、初回支払ったプログラム参加費用の５０％を再度支払う必要があります。

Q：PVIP ビザを解約した場合、プログラム参加費用は返金されますか？
A：PVIP ビザを途中解約した場合もプログラム参加費用は返金されません。

Q：PVIP ビザでマレーシア国内での就労はできますか？
A：PVIP ビザの場合、自由にマレーシア国内での就労が認められております。

Q：PVIP ビザでマレーシア国内での事業・投資活動はできますか？
A：PVIP ビザの場合はマレーシア国内での株主・取締役としての事業・投資活動が認められております。
また、不動産投資・金融商品投資・上場企業株式投資・仮想通貨投資などの投資も自由にできます。

Q：PVIP ビザ申請には医療保険に加入する必要がございますか？
A：はい、最低一年間はマレーシアの医療保険に加入頂く必要がございますが、PVIP 取得目的用として
TOKIO MARINE INSURANCE の価格がお手頃の医療保険をご案内いたします。

Q：健康診断は居住している国で受診する必要がありますか？
A：はい、申請にあたり居住されている国で１回目の健康診断（ＭＦ１）を受診していただきます。
承認が居りましたらマレーシアにて２回目の健康診断（ＭＦ２）を受診していただきます。

Q：健康診断は申請者全員受診する必要がありますか？
A：はい、ＭＦ１・ＭＦ２共に PVIP ビザ申請者全員が受診していただく必要がございます。

Q：以前、病気で手術しましたが健康診断結果に影響ありますか？
A：影響ございません、健康診断は形式的な内容で血圧測定程度の簡単なものとなります。

Q：移民局審査の通過後、承認されてから PVIP ビザ発給迄の手続き期限はありますか？
A：あります、承認（仮承認レター）発行日から６か月以内に PVIP ビザ発給を終える必要があります。
その期限を過ぎますと承認は失効となります。

Q：マレーシア国内不動産賃貸収入は就労となりますか？
A：就労ではありません、しかし毎年確定申告をする必要がございます。

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.

Q：現在マレーシアの就労ビザを保有していますが、PVIP ビザの申請はできますか？
A：移民局よりマニュアル申請を行う事で既存ビザを保有したまま PVIP の申請ができると回答を得ています。

Q：PVIP ビザを取得すると自家用車を持ち込めますか？
A：できます、自己所有期間 6 か月以上の自家用車で且つ関税を支払う事で持ち込むことができます。

Q：定期預金に利息は付きますか
A：はい、利息は付きます。現在マレーシア・リンギット建て定期預金の利息は 3 %/年前後です。

Q：STEP1Malaysia.com に申請依頼すると必ず PVIP ビザを取得できますか？
A：残念ながら MM2H ビザ取得を確約することはできません。
　　しかし条件を満たしていれば取得に問題は生じません。

【PVIP ビザ vs MM2H ビザ　比較表】

2025年4月現在　　RM＝34円　USD＝150円

プログラム名	**PVIPビザ**	**MM2Hビザ（プラチナカテゴリー）**
有効期限	２０年間（５年毎更新）	２０年間（５年毎更新）
延長更新	可能	可能
定期預金預入金額	RM１００万（3400万円）	USD１００万（１億５０００万円）
収入条件	RM4万（136万円）/月　又は　RM４８万（1632万円）/年	**なし**
不動産購入額	**不要**	RM２００万以上
参加年齢条件	制限なし	２５歳以上
プログラム参加費用 （政府支払い）	主申請者：RM20万（680万円） 副申請者：RM10万（340万円）/名	主申請者：RM20万（680万円）＊主申請者のみ
滞在義務	**なし**	５０歳以上：なし　　４９歳以下：９０日間
就労・事業活動	**可能　（配偶者・両親含む）**	**可能　（主申請者）**
無犯罪者証明書	必要	必要
家族帯同	配偶者、子供、両親（義理含む）同時申請可能	配偶者、子供、両親（義理含む）同時申請可能
申請代行費用	RM4万	RM7万
Pass（ビザ）費用	RM２０００/年	RM５００/年

本資料の無断転載はご遠慮ください
Copyright © N.S Vision(MM2H)Sdn.Bhd. All rights reserved.